



福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

平成 24 年 3 月 策定

平成 28 年 3 月 改定

令和 02 年 3 月 改定

令和 05 年 10 月 改定

令和 06 年 3 月 改定



目次

序章	景観形成の考え方	1
	1 景観計画の位置づけ	1
	2 景観形成の考え方	3
第1章	景観計画区域	5
第2章	良好な景観の形成に関する方針	7
	1 景観形成の基本方針	7
	2 地域特性を活かした景観形成方針	9
第3章	大規模建築物等に関する事項	17
	1 届出対象行為	17
	2 大規模建築物等に関する行為の制限	19
	3 色彩に関する景観形成基準	23
第4章	都市景観形成地区に関する事項	27
	1 都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針	27
	2 届出対象行為	29
	3 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針 及び行為の制限	29
第5章	景観資源の保全・創出に関する事項	30
	1 景観重要建造物	30
	2 景観重要樹木	31
第6章	景観重要公共施設の景観形成に関する事項	32
第7章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項	34
別図	歴史・伝統ゾーンのエリア図	35

序章

景観形成の考え方



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

□ 他計画との連携

本計画を策定するにあたっては、福岡市総合計画や福岡市都市計画マスタープラン等との整合を図り、改めて福岡市新・緑の基本計画等の関係計画や、建築物あるいは屋外広告物等に関わる各種制度との連携を行っていくこととしています。これにより横断的な福岡市の都市景観施策を推進し、これまで以上に福岡の魅力を高め、都市の活力を維持していくことができるものと考えます。

第1節 景観計画の位置づけ

1. 本計画の位置づけ

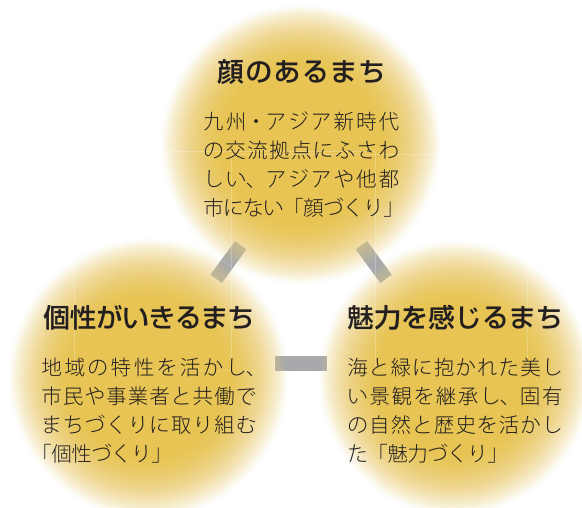
本計画は、都市景観形成基本計画を上位計画とし、その目指すべき都市像や基本目標の実現に向けた、良好な景観形成のための方針、基準を示すものとして位置づけます。このため、景観形成の理念と目標像は都市景観形成基本計画と同様に下記のとおり定めます。

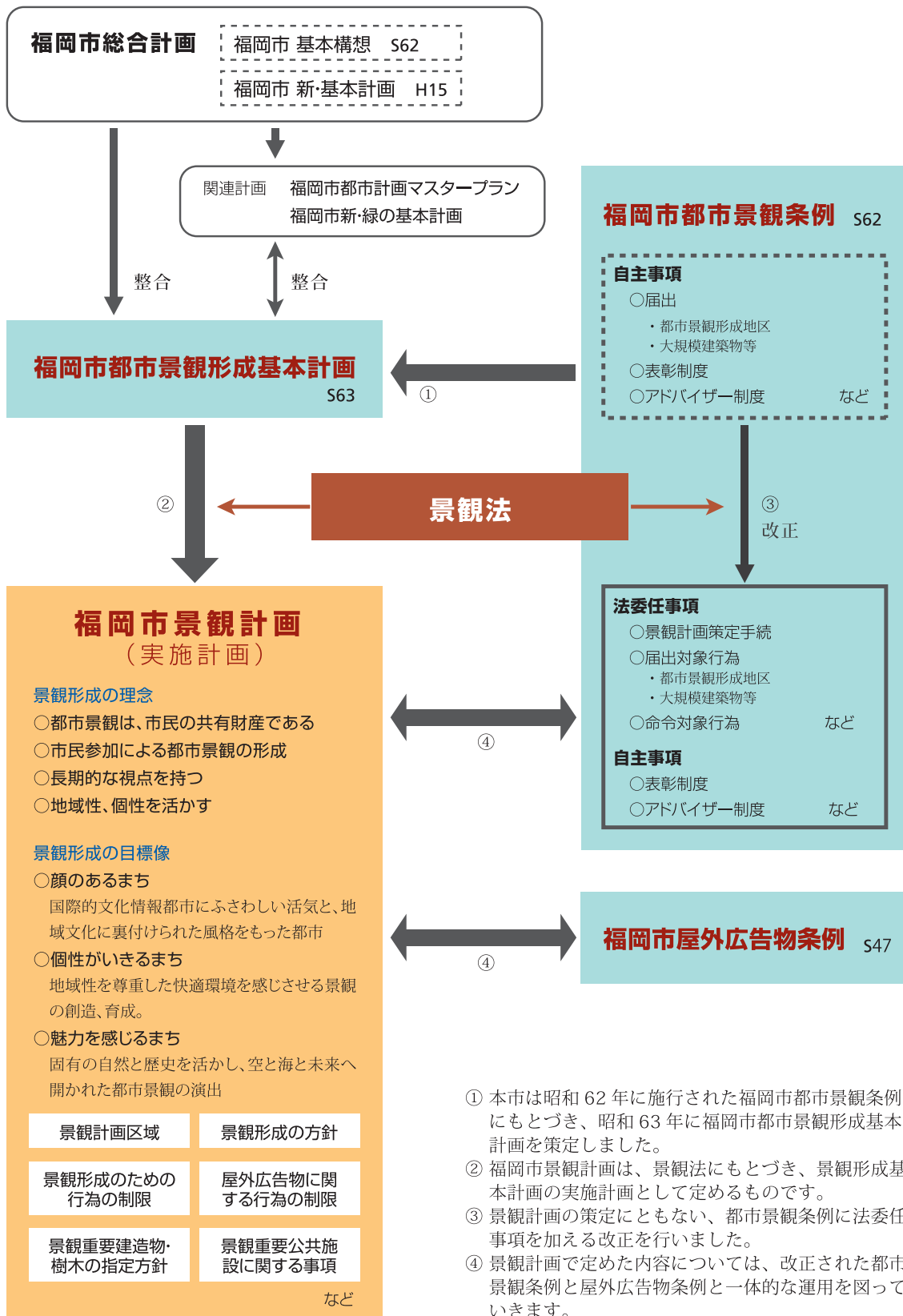
□ 景観形成の理念

- 理念 ① 都市景観は、市民の共有財産である
- 理念 ② 市民参加による都市景観の形成
- 理念 ③ 長期的な視点をもつ
- 理念 ④ 地域性、個性を活かす

□ 景観形成の目標像

福岡市の景観特性を踏まえて、市民はもとより来訪者にとって、魅力と心地よさが感じられる、大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した福岡らしい都市景観の形成を目指します。





第2節

景観形成の考え方

本市は脊振山系の山並みや博多湾等の自然景観、都市の顔である中心市街地あるいは海からの玄関口である港湾部の都市的景観等、多様な景観を有しています。

福岡市都市計画マスタープランにおいて、以下の通り景観づくりの基本的な方針が示されています。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

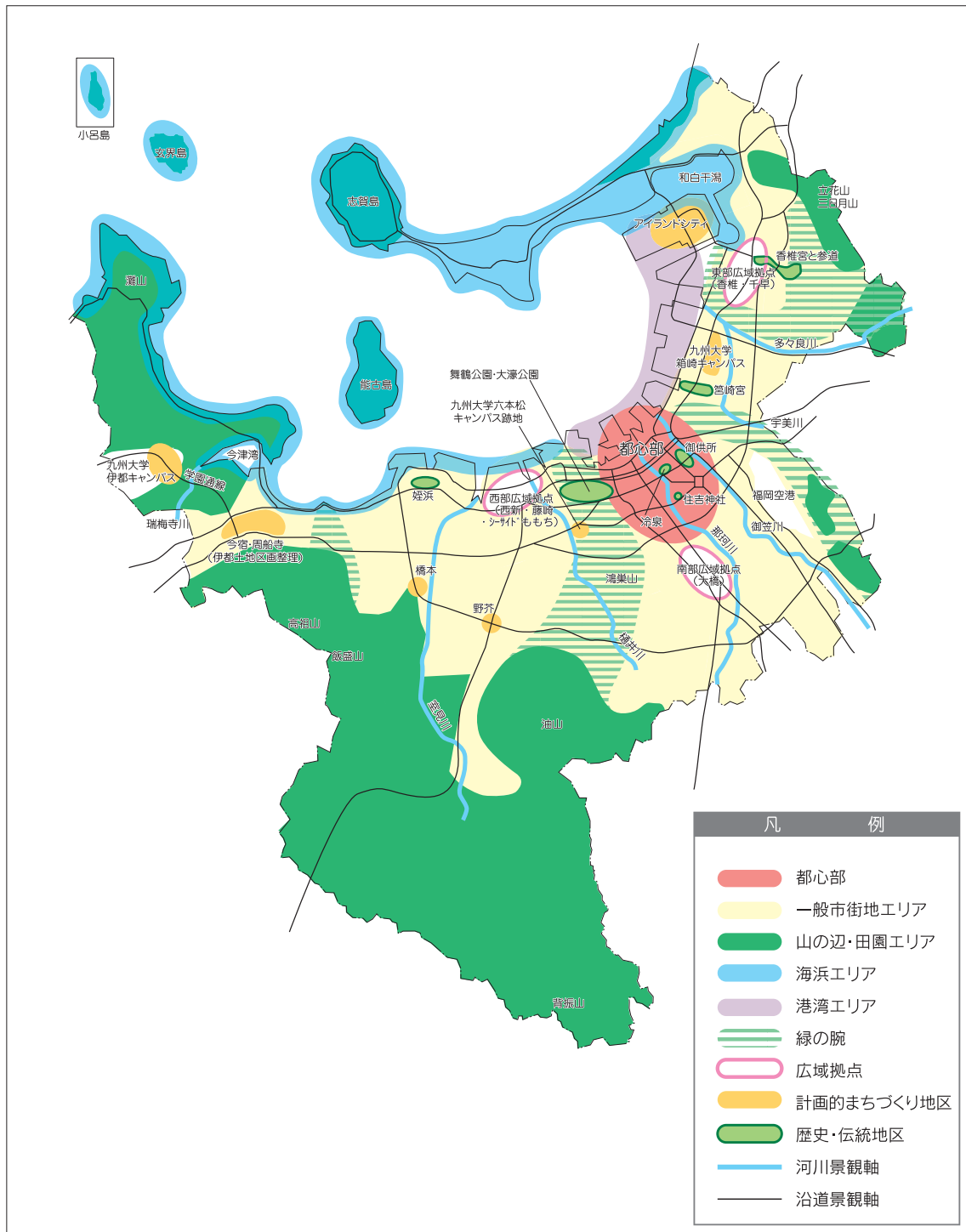


表 0-1 景観づくりの基本的な方針

	考え方
都心部	<ul style="list-style-type: none"> ○九州・アジアの交流拠点都市にふさわしい活力にあふれた福岡市全体の顔となるような景観形成を図ります。 ○福岡を訪れた人の記憶に残るような象徴的な景観づくりを進めるとともに、広域からの玄関口にふさわしい来街者をおもてなしする景観形成を図ります。 ○歴史・文化資源や活力あるメインストリート、河川、緑など多様な景観要素を育て、都心部全体の魅力を高めるとともに、これらをつなぐ歩いて楽しい回遊空間の景観形成を図ります。 ○舞鶴公園・大濠公園では、緑と歴史・文化が調和した魅力ある空間づくりを行い、集客・交流の強化を図ります。
一般市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○市域の大部分を占める一般の市街地では、地域の特性を生かし、市民と共働して緑豊かなゆとりある景観形成を図ります。
山の辺・田園エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○都市の背景としての緑の保全や山並み、田園地帯の眺望の確保に努めるとともに、レクリエーションの場としても自然と調和した景観形成を図ります。
海浜エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○海や海岸線の緑を守り、海への眺望に配慮した広がりのある景観の保全に努めるとともに、海浜レクリエーション施設などにおいては、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観形成を図ります。
港湾エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○海からの眺望を大切にするとともに、背後に広がる市街地や博多湾の自然環境と調和した港の景観形成を図ります。
緑の腕	<ul style="list-style-type: none"> ○保全された緑地や風致地区などが多い優れた環境を引き続き保全しながら、市民との共働により新たな緑地などを創造し、緑の豊かさが感じられる景観形成を図ります。
広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活の中心地区にふさわしい、活力や親しみのある生き生きとした個性ある景観形成を図ります。
計画的まちづくり地区	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的なまちづくりを進める中で、各地区の特性や将来像にふさわしい景観形成を図ります。
歴史・伝統地区	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的資産である神社や寺院などを核とし、参道などの周辺も含めて一体的に伝統や歴史を活かした景観形成を図ります。
河川景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な潤いとアクセントを市街地に与えるオープンスペースとして、日常生活の中で水と緑を楽しめる空間づくりと河川沿いの街並みが調和した景観形成を図ります。
沿道景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な機能が集積する都市の骨格動線として、街並みの連続性に配慮するとともに、それぞれの沿道の特性に応じて個性ある景観形成を図ります。